

○海洋汚染等防止法検査心得 I 技術基準省令 新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
(参考) EE船、EN船及びNN船について	(参考) EE船、EN船及びNN船について	(傍線の部分)は改正部分 誤記の修正

(スラッジ貯蔵装置)		
6.2 (a)～(b) (略)		
(c) スラッジタンクには、ビルジ貯蔵装置又は油水分離装置にスラッジ(静置した際に得られる水を含む。)が移送されるような配管(タンクトップ等への配管等、間接的に移送されるものを含む。)を設置してはならない。ただし、スラッジを静置した際に得られる水をビルジタンク又はビルジウェルへ移送する配管であつて、自動開鎖バルブ(聞く場合は手動式、閉鎖する場合は自動式のバルブをいう。)及び目視監視手段を設けている又はこれらと同等の手段を講じている場合は、この限りでない。	(スラッジ貯蔵装置) 6.2 (a)～(b) (略) (c) スラッジタンクには、ビルジ貯蔵装置又は油水分離装置にスラッジ(静置した際に得られる水を含む。)が移送されるような配管(タンクトップ等への配管等、間接的に移送されるものを含む。)を設置してはならない。ただし、スラッジを静置した際に得られる水をビルジタンク又はビルジウェルへ移送する配管であつて、自動開鎖バルブ(聞く場合は手動式、閉鎖する場合は自動式のバルブをいう。)及び目視監視手段を設けている又はこれらと同等の手段を講じている場合は、この限りでない。	
(削除)		
(d) 平成2年12月31日以後、平成23年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶のスラッジタンクには、スラッジを静置した際に得られる水を船内の他のタンク等に移送する配管であつて、自動開鎖バルブ又はこれと同等の装置を設けたものを設置することができ る。	(d) 平成2年12月31日以後、平成23年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶のスラッジタンクには、スラッジを静置した際に得られる水を船内の他のタンク等に移送する配管であつて、自動開鎖バルブ又はこれと同等の装置を設けたものを設置することができ る。	
(略)		
(d) 本項第2号の「スラッジの取出し及びタンク内の清掃が容易にできる構造のものであること」とは、次に掲げる要件に適合していることをいう。	(e) 本項第2号の「スラッジの取出し及びタンク内の清掃が容易にできる構造のものであること」とは、次に掲げる要件に適合していることをいう。 6.3 (a) スラッジ管装置は、標準排出連続具を除き、直接船外に配管してはならない。 (b) スラッジ管装置は、スラッジの処理装置(洗却炉、スラッジを焼却するための適切な補助ボイラ又は他の適切な装置等)に移送することができるよう配管をして差し支えない。なお、この場合において、	
(略)		
6.4 (a) スラッジ管装置は、標準排出連続具を除き、直接船外に配管してはならない。 (b) スラッジ管装置は、スラッジの処理装置(洗却炉、スラッジを焼却するための適切な補助ボイラ又は他の適切な装置等)に移送することができるよう配管をして差し支えない。なお、この場合において、	6.2 (d) 削除に よる 6.2(c) の適用 を受けること になるため削 除。 6.2(d) 削除に よる 6.2(c) の適用 を受けること になるため削 除。	

<p><u>スラッジ管装置には、スラッジタンクからスラッジの吸引が可能なポンプを設けること。</u></p>	<p>(c) スラッジ管装置は、すべての船舶について設置することが望ましいが、次に掲げる要件に適合する国際航行海に従事しない船舶については、本項ただし書の規定を適用し、スラッジ管装置を備え付けないこととして差し支えない。</p> <p>(略)</p> <p>(d) <u>スラッジ管装置及び技術基準省令第8条第1項第2号に規定するビルジ管装置を相互に連結する配管は認められない。ただし、本項第2号に規定する標準排出連結具へ通ずる配管は差し支えない。この場合、これらの管系と標準排出連結具への共通管との連結部は、スラッジがビルジ水管系に流入しないものとすること(ねじ締め逆止弁の設置は、スラッジがビルジ水管系に流入しないものとして認められる。)。</u></p> <p>(e) 本項第1号の「移送することができる」とは、移送用の配管及びポンプを有していることをいう。</p> <p>(略)</p> <p>(f) 平成2年12月31日以後に建造され、又は建造に着手された船舶については、移送用のポンプは、次のとおりとすること。</p> <p>(略)</p> <p>(g) 本項第2号のフランジは、最大125mmの内径の管に取り付けることができるものであり、また、フランジ用に、耐油材料製のがスケットを有するものであること。</p> <p>(ビルジ航行装置)</p> <p>8.4 (a) 本項第1号の「送り込み、かつ、陸上に移送することができる」とは、移送用の配管及びポンプを有していることをいう。</p> <p>(略)</p>	<p>6.4(b) 新設によるずれ(以下、6.4(g)まで同じ)</p> <p>(略)</p> <p>(c) <u>平成2年12月31日以後に建造され、又は建造に着手された船舶については、スラッジ管装置及び技術基準省令第8条第1項第2号に規定するビルジ管装置を相互に連結する配管は認められない。</u></p>	<p>MARPOL 条約附屬書I 第 12 規則3.3.2の取り入れ</p>
<p>8.3 (a) 本項第1号の「送り込み、かつ、陸上に移送することができる」とは、移送用の配管及びポンプを有していることをいう。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>8.3 (a) 本項第1号の「送り込み、かつ、陸上に移送することができる」とは、移送用の配管及びポンプを有していることをいう。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>心得附則(平成22年12月28日)</p>	

	(経過措置) 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶のスラッシュ消音装置については、改正後の6.1から6.3までの規定に開わらず、なお従前の例によることができる。	則4の取り入れ
附 則 (施行期日)	この改正は、平成29年1月1日から適用する。 (経過措置) 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶のスラッシュ消音装置については、改正後の6.2(c)及び6.4(d)の規定に開わらず、2017年1月1日以後の最初の定期検査までの間は、なお従前の例によることができる。なお、現存旧船にあっては、合理的、かつ、実行可能である場合に限り、改訂後の6.1～6.4の規定の中の6.2(d)の規定のみ適用する。	

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法 (傍縞の部分は改正部分)

改 正	後	現 行	備 考
201 第1定期検査		201 第1定期検査	ポーラーコード取り入れによる技術基準省令の条規を踏まえた修正及び文言の適正化
1 (略)	1 (略)	2 (1)～(3) (略)	
2 (1)～(3) (略)	(4) (イ) (略)	(4) (イ) (略)	
(4) (イ) (略)	(口) 1)～2) (略)	(口) 1)～2) (略)	
(口) 1)～2) (略)	3) イ) (略)	3) イ) (略)	
3) イ) (略)	ロ) 標準排出連結具(検査合格品でない場合に限る。)の圧力試験この場合において、技術基準省令第6条第4項第2号イ、ロ及びこの基準に適合していることを確認すること。)	ロ) 標準排出連結具(検査合格品でない場合に限る。)の圧力試験この場合において、技術基準省令第6条第3項第2号イ、ロ及びこの基準に適合していることを確認すること。	
附 則	この改正は、平成29年1月1日から適用する。		

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領

改 正 後	現 行	備 考
<p>第十二号様式（第二十六条關係） 国際油汚染防止証書（IOPP 証書）の追補 Supplement to The International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカーより外の船舶の構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR SHIPS OTHER THAN OIL TANKERS</p> <p>（略）</p> <p>2.5.2 この船舶は、全てのビルジの船内保管のため次のビルジタンクを備えている。 The ship is fitted with holding tank(s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows:</p> <p>（略）</p> <p>8 極海コードII-A部第1章の適合 Compliance with part II-A-Chapter 1 of the Polar Code</p> <p>8.1 この船舶は、極海コードの序章及びII-A部第1章1.2の環境に係る規定の追加要件に適合している。 The ship is in compliance with additional requirements in the environment-related provisions of the introduction and section 1.2 of chapter 1 of part II -A of the Polar Code.</p> <p>この記録は、全ての点について正しいことを証明する。 <input type="checkbox"/></p>	<p>第十二号様式（第二十六条關係） 国際油汚染防止証書（IOPP 証書）の追補 Supplement to The International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカーより外の船舶の構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR SHIPS OTHER THAN OIL TANKERS</p> <p>（略）</p> <p>2.5.2 この船舶は、すべてのビルジの船内保管のため次のビルジタンクを備えている。 The ship is fitted with holding tank(s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows:</p> <p>（略）</p> <p>8 極海コードII-A部第1章の適合 Compliance with part II-A-Chapter 1 of the Polar Code</p> <p>8.1 この船舶は、極海コードの序章及びII-A部第1章1.2の環境に係る規定の追加要件に適合している。 The ship is in compliance with additional requirements in the environment-related provisions of the introduction and section 1.2 of chapter 1 of part II -A of the Polar Code.</p> <p>この記録は、すべての点について正しいことを証明する。</p>	<p>ポーラーコードの取り入れによる証書の記載例の改正</p>

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

(略)

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

(略)

国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追補

Supplement to The International Oil Pollution Prevention Certificate
(IOPP Certificate)

国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追補

Supplement to The International Oil Pollution Prevention Certificate
(IOPP Certificate)

油タンカーの構造及び設備に関する記録

RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS

(略)

油タンカーの構造及び設備に関する記録

RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS

(略)

2.5.2 この船舶は、全てのビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。

The ship is fitted with hoding tank(s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows:

(略)

2.5.2 この船舶は、すべてのビルジの船内保留のため次のビルジタンクを備えている。

The ship is fitted with hoding tank(s) for the total retention on board of all oily bilge water as follows:

(略)

5.7.5 この船舶は、第28規則6に基づき承認された復原性計算機を備えている。

The ship is provided with an Approved Stability Instrument in accordance with regulation 28(6)



復原性計算機の備付けの義務化に伴う様式改正 (平成28年1月1日施行済み)

5.7.6 第28規則6の要件は、第3規則6に基づく船舶については免除される。復原性は下記の方法によつて検証される。

The requirements of regulation 28(6) are waived in respect of the ship in accordance with regulation 3.6. Stability is veri

fied by the following means:

- .1 第28規則5に基づく船長に提供された復原性情報に定義される承認された状況においてのみ荷積みを行う。
loading only to approved conditions defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28(5)

- .2 主管庁に承認された方法によって遠隔で検証が行われる。
verification is made remotely by a means approved by the Administration:

- .3 第28規則5に基づく船長に提供された復原性情報に定義される承認された荷積み状況の範囲内で荷積みを行う。
loading within an approved range of loading conditions defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28(5)

- .4 第28規則5に基づく船長に提供された復原性情報に定義される全ての適用可能な非損傷及び損傷時の復原性要件を満たす承認された限られた重心高さ(KG) / メタセンタ高さ(CM)曲線に基づき荷積みを行う。
loading in accordance with approved limiting KG/GM curves covering all applicable intact and damage stability requirements defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28(5)

<p>(略)</p> <p><u>11 極海コードII-A部第1章の適合</u> Compliance with part II-A-chapter 1 of the Polar Code</p> <p><u>11.1 この船舶は、極海コードの序章及びII-A部第1章1.2の環境に係る規定の追加要件に適合している。</u></p> <p>The ship is in compliance with additional requirements in the environment-related provisions of the introduction and section 1.2 of chapter 1 of part II-A of the Polar Code.</p> <p>この記録は、全ての点について正しいことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.</p> <p><input type="checkbox"/> 附 則 この改正は、平成29年1月1日から適用する。</p>		<p>ポーラーコードの取り入れによる証書の記載例の改正</p> <p>この記録は、すべての点について正しいことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.</p>
---	--	---

